

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和5年3月2日（木曜日）
午前10時0分開会、午前11時57分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
小野政策企画部長、菊池副部長兼首席調査監、竹澤参事兼政策企画課総括課長、
本多特命参事兼政策課長
 - (2) 総務部
千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、加藤参事兼人事課総括課長、
山田財政課総括課長、加藤行政経営推進課総括課長、今野税務課総括課長、
和田管財課総括課長
 - (3) 復興防災部
佐藤復興防災部長、大畑副部長兼復興危機管理室長、田端消防安全課総括課長、
高橋企画課長
 - (4) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、小國地域振興室長、渡辺交通政策室長、大越企画課長、
大森市町村課総括課長、米内学事振興課総括課長、高井地域企画監、
竹花県北振興課長、山田地域交通課長
 - (5) I L C 推進局
箱石 I L C 推進局長、佐々木副局長兼事業推進課総括課長
 - (6) 出納局
木村会計管理者兼出納局長、宮副局長兼総務課総括課長
 - (7) 人事委員会事務局

- 菊池人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長
- (8) 監査委員事務局
藤澤監査委員事務局長、及川監査第一課総括課長
- (9) 警察本部
長谷川警務部長、吉田参事官兼警務課長、藤齋参事兼会計課長
- (10) 議会事務局
安藤議会事務局次長、米澤総務課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案の審査
- ア 議案第76号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第9号)
- 第1条第1項
- 第1条第2項第1表中
- 歳入 各款
- 歳出 第1款 議会費
- 第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 第2項 企画費
- 第3項 徴税費
- 第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係
- 第5項 選挙費
- 第6項 復興防災費
- 第7項 統計調査費
- 第9項 人事委員会費
- 第10項 監査委員費
- 第3款 民生費
- 第2項 県民生活費中 復興防災部関係
- 第5項 災害救助費
- 第9款 警察費
- 第11款 災害復旧費
- 第7項 庁舎等施設災害復旧費
- 第12款 公債費
- 第13款 諸支出金
- 第2条第2表中
- 第2款 総務費

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第6項 鉄道施設災害復旧費

第4条

イ 議案第95号 退職手当基金条例

ウ 議案第83号 令和4年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）

エ 議案第84号 令和4年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付していただいております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税费、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第5項選挙費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費のうち復興防災部関係、第9款警察費、第11款災害復旧費、第7項庁舎等施設災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費、第9款警察費、第11款災害復旧費、第6項鉄道施設災害復旧費、第4条地方債の補正及び議案第95号退職手当基金条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第76号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、原油価格、物価高騰等への対策、新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費を計上したものであります。また、県税等歳入の最終見込み、歳出額の整理にかかる予算、財政健全化を推進するために要する経費等を計上したものでございます。

それでは、議案（その4）1ページをお開き願います。まず、第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180億3,769万4,000円を減額し、補正後現計を8,562億6,512万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから10ページの第1表のとおりでございますけれども、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により説明させていただきます。

11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正につきましては、当委員会所管にかかるものは、2款総務費、そして19ページから20ページの9款警察費、21ページの11款

災害復旧費のうち、6項鉄道施設災害復旧費でございまして、事業執行に不測の日数を要したするなど、合わせて16事業を追加しております。

22ページ、第3表債務負担行為補正につきましては、当委員会所管にかかるものはございません。

次に、24ページをお開き願います。第4表地方債補正につきましては、一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備など2件を追加で発行しようとするものでございます。

また、25ページにつきましては、いわて情報ハイウェイ整備など13件について起債限度額を変更しようとするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書にて説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開き願います。まず、歳入につきまして、1款県税につきましては、直近の徴収実績等を踏まえて、それぞれ増額、減額補正をしようとするものでございます。

1項県民税につきましては、3,700万円の減。

5ページ、2項事業税は、3億6,800万円の増。

6ページ、3項地方消費税は、1億2,200万円の減。

7ページ、4項不動産取得税は、4億500万円の増。

8ページ、5項県たばこ税は、8,900万円の増。

9ページ、6項ゴルフ場利用税は、300万円の増。

10ページ、7項軽油引取税は9,900万円の減。

11ページ、8項自動車税は、4億3,700万円の増。

12ページ、9項鉾区税は、100万円の増。

13ページ、11項産業廃棄物税は、1,100万円の減。

14ページ、12項旧法による税は、900万円の増となっております。

15ページ、2款地方消費税清算金は、全国の税収が見込みを上回ったため、28億5,200万円の増となっております。

16ページ、3款地方譲与税は、国税の直近の徴収実績等を踏まえまして、それぞれ増額、減額補正をするものでございます。

1項特別法人事業譲与税は、8億3,000万円の増。

17ページ、2項地方揮発油譲与税は、3億4,600万円の増。

18ページ、3項石油ガス譲与税は、400万円の増。

19ページ、4項自動車重量譲与税は、100万円の増。

また、20ページ、5項地方道路譲与税は、100万円の減。

21ページ、6項森林環境譲与税は、100万円の減。

22ページ、7項航空機燃料譲与税は、500万円の増。

23ページ、4款地方特例交付金は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除見込額の増に伴いまして、1億3,054万2,000円の増となっております。

24 ページ、5 款地方交付税は、普通交付税の交付実績を踏まえ、119 億 8,355 万 3,000 円の増となっております。

25 ページ、6 款交通安全対策特別交付金は、4,491 万円の減となっております。

26 ページ、7 款分担金及び負担金は、各種事業の補正に伴う増額、事業費の確定に伴う整理等でございます。

まず、1 項分担金は、1,524 万 6,000 円の増となっております。

27 ページ、2 項負担金は、1,884 万円の増となっております。

28 ページ、8 款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みにより整理を行ったものでございます。

1 項使用料の計は、31 ページのとおり、2 億 2,194 万 8,000 円の減となっております。

また、32 ページ、2 項手数料の計は、35 ページにその計を記載しておりますけれども、3,826 万 1,000 円の減となっております。

続きまして、36 ページ、9 款国庫支出金は、国経済対策分の各種事業の補正に伴う増額、事業費の確定による整理等でございます。

1 項国庫負担金の計は、38 ページのとおり、59 億 5,752 万 5,000 円の減となっております。

また、51 ページ、2 項国庫補助金の計は、78 億 1,787 万 9,000 円の減となっております。

54 ページ、3 項委託金の計は、2 億 7,419 万 2,000 円の減となっております。

55 ページ、10 款財産収入は、財産貸付や不動産の売払実績による整理等でございます。

1 項財産運用収入は、2,130 万円の増となっております。

56 ページ、2 項財産売払収入の計は、57 ページのとおり、1 億 2,796 万 9,000 円の減となっております。

58 ページ、11 款寄附金は、いわての学び希望基金への寄附の増などにより、1 億 5,482 万 4,000 円の増となっております。

59 ページ、12 款繰入金は、各種繰入金の整理を行うものでございまして、1 項特別会計繰入金は 2 億 6,073 万円の増となっております。

60 ページ、2 項基金繰入金は、19 億 9,406 万 7,000 円の減となっております。

61 ページ、13 款繰越金は、令和 3 年度の決算剰余金の補正でございまして、41 億 2,503 万 6,000 円の増となっております。

62 ページ、14 款諸収入は、事業費の確定による整理等でございます。

1 項延滞金、加算金及び過料等は、3,077 万円の減となっております。

63 ページ、2 項預金利子は、118 万 5,000 円の増となっております。

64 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入は、9 万円の減となっております。

65 ページ、4 項貸付金元利収入の計は、66 ページのとおり、132 億 8,880 万 8,000 円の減となっております。

67 ページ、5 項受託事業収入は、4 億 2,961 万 3,000 円の減となっております。

68 ページ、6 項収益事業収入は、1 億 6,987 万 4,000 円の減となっております。

69 ページ、8 項雑入の計は、74 ページのとおり、4 億 3,595 万 6,000 円の増となっております。

続きまして、75 ページ、15 款県債は、臨時財政対策債の発行可能額の減少などにより、その計は 78 ページのとおり、98 億 6,800 万円の減となっております。

なお、令和 4 年度末の県債現在高の見込額につきましては、240 ページの一番右下の欄のとおり、1 兆 2,330 億 8,437 万 7,000 円となるものでございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。79 ページにお戻り願います。歳出全般につきまして、まず基本的には所要額の確定等に伴う減額補正でございます。説明に当たりましては、増額となっているものを中心に説明させていただきます。

79 ページ、1 款議会費、1 項議会費につきましては、80 ページにございますけれども、3,093 万 7,000 円の減となっております。

81 ページ以降の 2 款総務費のうち、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、退職手当基金への積立金として 50 億円を計上しております。

また、83 ページ、4 目財政管理費でありますけれども、後年度の普通交付税の精算等に備えるため、財政調整基金への積立金として約 50 億円を計上しております。

1 項総務管理費の全体の計は、86 ページのとおり、106 億 3,773 万 5,000 円の増となっております。

89 ページの 2 項企画費は、4,287 万 6,000 円の減となっております。

90 ページ、3 項徴税费のうち、1 目税務総務費は、県税収入の過誤納還付金等の確定に伴いまして、2 億 3,632 万円の増となっております。

3 項徴税费の全体の計は、91 ページのとおり、2 億 1,974 万 1,000 円の増となっております。

続きまして、93 ページ、4 項地域振興費のうち、3 目交通対策費は、交通事業者の燃料費高騰の影響を緩和するための事業費を計上しておりまして、6,964 万 1,000 円の増となっております。

4 項地域振興費の全体の計は、94 ページのとおり、3 億 5,774 万 2,000 円の増となっております。

なお、1 目地域振興総務費から商工建設委員会に付託されております事業を除いた当委員会付託の補正額につきましては、4 億 167 万 3,000 円の増となっております。

96 ページの 5 項選挙費は、6,075 万円の減となっております。

98 ページの 6 項復興防災費は、東日本大震災復興交付金の国への償還に要する経費などを計上しておりまして、4 億 8,529 万 6,000 円の増となっております。

100 ページ、7 項統計調査費は、211 万 9,000 円の減となっております。

105 ページ、9 項人事委員会費は、2,205 万 8,000 円の増となっております。

106 ページの 10 項監査委員費は、1,200 万 2,000 円の減となっております。

113 ページをお開き願います。3 款民生費、2 項県民生活費のうち、2 目交通安全対策費は 28 万 8,000 円の減でございます。

続きまして、119 ページをお開き願います。5 項災害救助費は、8,880 万円の減でございます。

179 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費は、181 ページのとおり、合わせて 2 億 5,639 万 6,000 円の減となっております。

また、183 ページの 2 項警察活動費は、4,027 万 8,000 円の減となっております。

210 ページをお開き願います。210 ページの 11 款災害復旧費、7 項庁舎等施設災害復旧費は、令和 4 年 3 月に発生した福島県沖地震により被災した一関警察署庁舎の復旧に要する経費でございまして、280 万 7,000 円の増となっております。

212 ページの 12 款公債費は、財政健全化に向けた県債の繰上償還に要する経費など、12 億 9,783 万 9,000 円の増となっております。

213 ページの 13 款諸支出金の主な内容について御説明申し上げます。2 項公営企業負担金は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など、県立病院等事業会計への負担金を増額したことにより、23 億 8,961 万 3,000 円の増となっております。

214 ページ以降につきましては、税収の最終見込みを踏まえた整理でございまして、3 項地方消費税清算金は徴収実績の増に伴いまして、3 億 5,838 万 2,000 円の増となっております。

215 ページ、4 項利子割交付金は、3,461 万 9,000 円の減。

216 ページ、5 項配当割交付金は、7,595 万 3,000 円の増。

217 ページ、6 項株式等譲渡所得割交付金は、2,928 万 1,000 円の増。

218 ページの 7 項法人事業税交付金は、1 億 3,977 万 7,000 円の増。

219 ページの 8 項地方消費税交付金は、14 億 2,731 万 7,000 円の増。

220 ページ、9 項ゴルフ場利用税交付金は、433 万円の増。

221 ページの 10 項自動車取得税交付金は、743 万 6,000 円の増。

222 ページの 11 項環境性能割交付金は、5,536 万円の増となっております。

以上で議案第 76 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 95 号退職手当基金条例案について御説明申し上げます。議案（その 5）の 1 ページ目をお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております退職手当基金条例案の概要に基づきまして、便宜、御説明申し上げます。

まず、退職手当基金条例案の概要の 1 の制定の趣旨でございますけれども、退職手当の支給に必要となる財源を安定的に確保するため、新たに基金を創設しようとするものでございます。

設置の背景といたしましては、令和 5 年度から 14 年度までの間、職員の定年が段階的に引き上げられます。2 年に一度定年退職者が生じず、退職手当の支給額が年度間で大幅に増減することが見込まれております。この点、国からも基金を活用するなど、年度間の財

源調整を行うよう助言されているところでございまして、基金創設時には決算剰余金等から50億円を積み立てようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容でございませうけれども、第1条から第6条においてそれぞれ基金を設置すること、基金に積み立てる額について定めること、基金の管理方法について定めること、基金の運用益金の処理について定めること、基金の繰替運用について定めること、基金の管理に関し必要な事項について定めることを規定しております。

最後に、3の施行期日でございませうけれども、本条例につきましては公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 4月から自転車のヘルメットの着用が義務化されるのですが、その準備状況についてお伺いします。

○吉田警務部参事官兼警務課長 ただいま城内よしひこ委員から御指摘があったとおり、来月から全年齢において自転車のヘルメット着用の努力義務が施行されます。自転車のヘルメット着用につきましては、法律で決まっているからかぶるものではなく、その有効性を認識し、自発的にヘルメットをかぶっていただくことが大事だと考えております。したがって、その有効性を広報、啓発するなど、関係機関や団体、交通ボランティアと連携いたしまして、街頭指導などをやっていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 ラジオのCM等では耳にしたりはしていますが、県民の皆さんにはまだ周知がないようであります。近年自転車等による事故が多くなっていますので、その必要性をぜひ県民の皆さんに周知徹底していただくようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○吉田警務部参事官兼警務課長 先ほど御説明したとおり、法律で決まっているからということではなく、かぶることの有効性について認識し、自発的にかぶっていただくことが大事だと考えておりますので、その点について今後啓発を進めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 退職手当基金についてお伺いします。

今説明をいただきましたとおり、段階的に定年引き上げられるということで、今この基金を新たに設置することは平準化を図っていくためということで理解しました。そこで伺いたいのが、来年度は退職者が発生しないこととなりますが、今年度と比較するとどの程度の退職金が必要なのか。来年度は定年退職者が出ないといっても、一定の退職者は出るのかと思います。それを踏まえて、今回50億円積み立てることの説明があったわけですが、その状況をどのように捉えているかということと、隔年で増減していくと思いますが、今後の退職手当の推移についてイメージを教えてください。

○山田財政課総括課長 定年引き上げにかかる退職手当額の影響でございませうけれども、令和5年度につきましては定年引き上げとなりますので、定年退職の方は生じません。一

方で普通退職や勸奨退職は生じるところでございますので、一定の金額は必要となります。具体的な数値で申し上げますと、令和4年度は約170億円、令和5年度当初予算ベースでは約75億円程度を見込んでおりまして、約100億円の減になるところでございます。

今後の推移のイメージでございますけれども、令和4年度は170億円、令和5年度は75億円といった凸凹が続くようなイメージとなっております。一方で先ほど説明したとおり、恐らく定年を前に辞められる方も一定数おられると思います。その方々がどのぐらいの割合で生じるかというところがまだ不透明でございますので、今後10年間は、令和4年度170億円、令和5年度75億円、令和6年度はまた令和4年度に戻り、170億円ぐらいになるようなイメージで推移していくと考えております。

○**工藤大輔委員** 60歳以降の退職金は、上がらないという話も以前聞いたわけですがけれども、その状況について確認させてください。

○**加藤参事兼人事課総括課長** 退職手当の金額につきまして、職員の給料月額、退職事由、在職期間等の要素により算定されておりますけれども、算定に当たっては、その在職期間の上限を35年として計算しております。60歳の時点で在職期間が35年に到達していない職員につきましては、定年が引き上げられることで退職手当の金額がふえることとなりますけれども、60歳到達前に在職期間が35年を超えている職員については、定年が引き上げられても退職手当の額が60歳での定年退職時と変わらない結果となるものでございます。令和4年4月1日時点で58歳の職員の状況を見ますと、全体の85%の職員が60歳到達時に既に勤続35年に達しているところでございまして、ほとんどの職員が定年引き上げ後においても退職手当額は変わらないと考えております。

○**工藤大輔委員** 了解しました。退職金が上がらないことはわかったのですがけれども、それぞれ役職に就いているわけですし、例えば部長や副部長の部長級の方々は、今後部長職を続けられるのかどうか。人事上、60歳以降はどのような形になっていくのか、想定されることについてお示しくください。

○**加藤参事兼人事課総括課長** 60歳以降の職員の配置、処遇でございますけれども、基本的には、総括課長級以上の職員につきましては、60歳以降は非管理職の職に、役職定年という形で降任をするものでございます。具体的な配置先につきましては、現在検討しているところでございますけれども、これまでその職員が経験してきた分野や役職、専門知識等を聞き取りした上で、できる限り職員の希望も考慮しながら、専門的知識や経験を生かせる業務、若手、中堅職員を支援する業務、管理者のサポートの役割を担ってもらう業務などを想定しているところでございます。

○**工藤大輔委員** 役職定年によって、給料表等は実際どの程度減額になっていくのか。また、総括課長級の方々であれば残られてもいろいろあると思うのですが、上の方になってくると残られるのか、外に行くのか、あるいは新たに理事に就かれるなど、さまざまな方法でスキルの活用の仕方というのが出てくると思いますけれども、どのような方法でそういった人材のスキルを生かそうとしているのかお伺いします。

○加藤参事兼人事課総括課長 さきに申し上げたことと重複するところもございますけれども、今年度 59 歳に達する方につきましては、アンケート調査や人事ヒアリング等において、今後の 60 歳以降の働き方等について意向調査をしたところでございます。

その結果も踏まえまして、さきほど申しましたように、その専門知識を生かしながら若手、中堅職員を支援する業務や管理者のサポートを担ってもらおうというような役割を想定しているところでございます。具体的な配置に当たりましては、令和 6 年度から定年引き上げ者が配置されることになっておりますので、それに向けて今、具体的な検証をしているところでございます。

給与の減額でありますけれども、4 月 1 日以降は、役職定年する方につきましては降任前の給料月額 の 7 割の額となるものでございます。総括課長級は管理職手当が支給されておりますが、支給されなくなるということでもありますので、その分が減り、実際のところは役職定年前の 5 割から 6 割程度が減額になるところでございます。

○工藤大輔委員 定年引き上げになって、残られる職員の方々が非常に多くなると思います。そういった中でも、新規で職員を採用していかなければならない。それが将来、県庁の年齢構成などどのような形でバランスを取っていくかということにも大きく影響してくることだと思っておりますので、そういった意味で今後、どの程度の職員を採用していくのか、当面、県庁組織は何人体制でやっていくのかということなど、この 10 年間は、さまざま考えるべき 10 年間になってくると思っておりますので、よりよい方向を捉えながら進めていただきたいと思っております。以上です。

○関根敏伸委員 何点か質問させていただきます。

退職手当につきましては、今工藤大輔委員から質疑があったところでございますけれども、財政健全化が非常に進んでいるようにお見受けをいたしまして、好ましい状況だなと思っております。財政調整基金に 50 億円積み立てをして、後年度の普通交付税の精算に備えるということだろうと思っております。改めて県税各項目に当たって、予想より下回ったもの、上回ったものがそれぞれあるようでありますけれども、大きく上振れしている要因をどのように捉えているのか教えていただきたいと思っておりますし、調整基金積み立ての 50 億円の金額の根拠について、教えていただきたいと思っております。

○今野税務課総括課長 税の上振れの件でございますけれども、令和 4 年度につきましては、法人事業税の企業収益の伸びが見込みを上回っております。特に電気機械などが好調であったものです。あとは非製造業であれば銀行業の業種が好調であったことから見込みを上回っております。

そのほか不動産取得税の中では大規模な家屋が結構建ちましたので、見込みを上回っております。

また、自動車税につきましては、グリーン化特例ということで、燃費のいい車などの税金を軽くする制度がございますけれども、その対象が一部終了したことなどがありまして、見込みを上回っております。

○山田財政課総括課長 財政調整基金への積立額 50 億円の考え方でございますけれども、先ほど今野税務課総括課長から答弁させていただきましたとおり、税収であったり、国から来る事業譲与税、法人事業税の譲与税、国全体で徴収して地方に来るものの上振れを活用いたしまして、普通交付税の精算が生じると、実績の返還が生じるところでございますけれども、その金額が今のところ推計ですけれども、20 億円から 30 億円程度でございます。また、令和 5 年度当初予算編成から新たに財政調整基金の水準を財政目標として設定しております。その 177 億円の水準を維持していくことを総合的に勘案いたしまして 50 億円という金額にさせていただいております。

○関根敏伸委員 加えて、今回県債の臨時財政対策債等の繰上償還なども行われて、着々と健全化の道筋が描かれていると思います。新型コロナウイルス感染症や原油高があつて大変厳しい状況の中で県政運営され、皆様の御努力と考えればいいと思うのですが、こういう形で健全化が進められた要因について、教えていただきたいと思います。

○山田財政課総括課長 県政運営、財政運営の考え方でございますが、先ほどと一部重複いたしますけれども、県税の上振れもでございます。当初予算比で県税は 10 億円程度上振れしておりますし、それに加えて国全体の企業収益がふえておりまして、譲与税の形でも約 40 億円程度上振れしており、法人税を納めるような大企業の収益が好調ということは、税の動向から見てとれるのだらうと考えております。一方で、中小企業者などは原油価格や物価の高騰で困窮されておりますので、まずはその上振れ分につきましては、今回御提案させていただいております原油価格・物価高騰対策にかかる 34 億円の事業費、かつ一般財源を 10 億円程度を活用して、中小企業者対策を行い、その上で財政健全化を進めていき両立を図っているということになります。

○関根敏伸委員 令和 5 年度当初予算案が示されておりますが、県税収入はかなりきつめの予測で、令和 4 年度当初に比べて低い見込みだったと思うのですが、県税が上振れしている現状と、5 月以降、新型コロナウイルス感染症の類型が下がったり、さまざまな形で社会経済活動が行われ、好ましい状況になることも考えられるのですけれども、その上で県税を堅く見ている要因はどのようなものなのか、教えていただきたいと思います。

○今野税務課総括課長 令和 5 年度の県税収入の見込みでございますけれども、令和 4 年度当初比で 1.2%減、約 15 億円ほど下回ることで積算しております。その内容としましては、個人県民税等では給与所得の増加が見込まれることなどがございます。また、法人 2 税につきましては、企業業績等を参考に積算しております。法人の企業業績自体は令和 4 年度よりも若干増加するものと見込んでおりますが、法人には中間納付という制度がございまして、令和 4 年度に取り込まれている分がございまして、令和 4 年度と令和 5 年度を比較した際に、令和 5 年度の法人の業績の伸びが若干緩やかになることで、先に取り込まれてしまう税収の分がございまして、確定額から予定分を引いた残りの額が若干縮小になるということでございまして、法人自体は緩やかに伸びているのですけれども、税収自体にはその分が反映されないという原因がございまして。

○**関根敏伸委員** 了解いたしました。

交通対策費に絡めて質問させていただきます。今回バス事業者、タクシー事業者への運行に対して緊急の交付金が出され、昨日も本会議場で質疑がありまして、県が一定の燃料等の上昇分をカバーするという考えをお示しいただきましたが、それと同様にバス運行対策費補助が増額計上されております。バス運行会社の経営状況については、昨日も質疑がありましたけれども、改めて路線、乗車人員、経営状況をどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。また、市町村等もバス運行会社に対してさまざまな支援をされているようですが、相当増額の状況となっており、それだけバス会社の経営状況が厳しい、あるいは高台移転等で路線が広範囲にわたり、経営上、非効率になってさまざまな要因が出てき始めているようなのですけれども、この辺の状況等について教えていただきたいと思っております。

○**山田地域交通課長** バス事業者の経営状況についてでございます。路線バスと高速バスについて、新型コロナウイルス感染症による影響が非常に大きくなっております。令和4年度の主な乗り合いバス事業者について申し上げますと、移送人員につきましてはコロナ禍前の令和元年度比で31.5%の減となっております。また、運送人員につきましても、令和元年度比29.9%の減で、まだ減少が続いているところでございます。

この状況を踏まえまして、県といたしましては運行支援交付金という形で6月に、乗り合いバス事業者につきましては1台当たり120万円、高速バスにつきましては40万円の支援を行ったところでございます。また、追加という形で交付させていただきますが、燃料費の高騰に対しまして5月臨時会の補正予算で1台当たり4万円、今回は1台当たり4万円の支援をさせていただいているところでございます。

○**関根敏伸委員** あまり細かいことは聞きませんが、バス会社の経営状況が厳しい中で非効率な路線等を維持していくのかどうか、今後、さまざまな議論が出てくるのだらうと思っております。

鉄路に関しても今同様の状況にあるわけございまして、自治体を交えてそこに向けての話し合いが設けられ、進んでくるのだらうと思っておりますけれども、鉄路であれ、バスであれ、タクシーであれ、今後、人口減少が確実に進んでいく中で、県民の足をどう守っていくのかということに関しては、非常に大きな課題になってくるのだらうと思っております。県としてもこの財源をしっかりと投入していく、あるいは国へ新たな財源の確保を求めていくなど、本当に長期的に考えていく必要があると考えているのですけれども、その辺の状況等について、現在の考え方を教えていただきたいと思っております。

○**山田地域交通課長** 関根敏伸委員から御指摘がありましたように、確かに今地域公共交通が非常に厳しい状況を迎えているところでございます。県といたしましては、平成30年度に地域公共交通網形成計画を策定いたしまして、これに向けて取り組んできたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が非常に大きいといったところもございまして、来年度は、地域公共交通網形成計画の更新時期を向けておりますので、こういっ

た状況等を踏まえながら、また、人流のビッグデータ等のDXなども活用しながら、効果的な公共交通になるよう市町村や事業者とともに検討を進め、策定に向けて取り組んできたいと考えているところでございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第83号令和4年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第83号令和4年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その4）の45ページをお開き願います。令和4年度岩手県公債管理特別会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億7,074万円を減額し、補正後現計を1,539億2,819万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましては予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の291ページをお開き願います。まず、歳入でございますけれども、1款財産収入につきましては、県債管理基金の長期資金運用に伴う運用利子の増によりまして688万5,000円の増額となっております。

292ページの2款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、財政健全化に向けた繰上償還に伴い、14億7,537万5,000円の増額でございます。

293ページ、3款県債につきましては、繰上償還に伴いまして借換債の発行を抑制するものでございまして、25億5,300万円の減額となっております。

次に、歳出でございますけれども、294ページの1款公債費の補正の主なものは、借入実績に伴う元金利子の補正でございまして、合計10億7,074万円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 84 号令和 4 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○宮副局長兼総務課総括課長 議案第 84 号令和 4 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 48 ページをお開き願います。令和 4 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,825 万 1,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 35 億 5,343 万 2,000 円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 297 ページをお開き願います。まず、歳入ですが、1 款証紙収入、1 項証紙収入は、1 目県税、2 目使用料及び手数料及び 3 目軽自動車税環境性能割を合わせまして、計 8,286 万円余を減額しようとするものです。

次に、298 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金は 1 億 111 万円余を増額しようとするものです。これは、前年度繰越金の確定に伴うものです。

次に、299 ページ、歳出ですが、1 款繰出金、1 項一般会計繰出金は、1 目県税、2 目使用料及び手数料にかかる証紙収入を一般会計に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて、計 5,121 万円余を増額しようとするものです。

次に、300 ページ、1 款繰出金、2 項歳入歳出外現金繰出金は、1 目軽自動車税環境性能割にかかる証紙収入を所在市町村に払い込むため、歳入歳出外現金に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて 3,296 万円余を減額しようとするものです。

以上で令和 4 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県防災ヘリコプターによる負傷事案にかかる航空事故調査報告書について発言を求められておりますので、これを許します。

○田端消防安全課総括課長 令和4年4月3日に発生しました岩泉町の山林火災において、岩手県防災ヘリコプターによる消火活動中に岩泉町消防団員が負傷した事案につきまして、去る2月16日に運輸安全委員会の事故調査報告書が公表されましたので、その概要と県の対応について御説明します。

お手元に航空事故調査報告書を配付しておりますが、便宜、岩手県防災ヘリコプターによる負傷事案にかかる航空事故調査報告書についてにより御説明します。

1、負傷事案の概要であります。令和4年4月3日、岩泉町内で発生しました林野火災の防災ヘリコプターによる消火活動中に、上空から散水した水が地上の消防団員1名を直撃し、同消防団員が負傷したものであります。負傷の状況ですが、胸腰椎骨折により4月3日に県内の医療機関に入院したものであります。5月に退院し、職場復帰しております。

2の航空事故調査報告書の概要であります。1、判明した事項の解析として、報告書の11ページから12ページにかけて5点の記述がございます。1点目は、防災ヘリコプターと地上消防隊の連携として、全国航空消防防災協議会の報告書によると、地上活動隊が活動を行っている場所に散布する場合は、防災ヘリコプターと地上活動隊が事前に連携を取ることでとされており、事故発生時、両者の活動はこの原則に従ったものではなかったこと。

2点目は、防災ヘリコプターの行動と負傷した消防団員との消火位置の重複として、延焼範囲が狭い範囲になっていたと考えられる状況で、十分な連携が行われず、くすぶっていた同じ箇所に対し、防災ヘリコプターと負傷した消防団員が重複して消火活動を行っていたと考えられること。

3点目は、防災ヘリコプターの飛行速度の影響として、消火範囲が狭くなっていたため、4ノット、時速にすると約7.4キロメートルになりますが、低速で散水したことにより、水が拡散せず、散水の直撃を受けた消防団員への衝撃を増加させた可能性が考えられること。

4点目は、散水時の視認性と避難として、樹木が密集しているため、防災ヘリコプターが斜め方向から人影を視認することが困難であったと考えられること、また負傷した消防団員は樹木が密集している中で防災ヘリコプターを直前に視認したため、安全な場所へ退

避することは空間的、時間的余裕がなく、困難であったと考えられること。

5点目として、同種事故の防止策として、防災ヘリコプターと地上消防隊の連携について、防災ヘリコプターの行動予定、散水位置を緊密に情報交換し、その情報をどのように確実に伝達するのかさらに検討することが望ましい。また、極端な低空飛行が必要な場合は、地上消防隊への影響を考慮し、消火位置を十分把握した後に散水することが必要となっております。

裏面をごらん願います。次に、(2)、原因として、防災ヘリコプターが機外つり下げ式消火バケットによる消火活動中、上空から散水した水が地上の消防団員を直撃したため、同団員が負傷したものと推定されること。また、火災が鎮火に近づき、防災ヘリコプターと地上活動隊の消火位置が重複した際の連携が十分でなかったことによるものと考えられるとなっております。

報告書の最後に、再発防止策として、事故を受けて県が行った対策について、(3)のとおり記載されております。消火活動マニュアル等に基づく安全対策の再確認及び再徹底を行うとともに、空中消火活動中における連携の強化について、防災ヘリコプターの散水場所及び開始時間、地上消防隊の活動場所等の活動状況、その他消火活動上必要な事項を空中消火活動開始時の調整・情報共有事項として、県内各消防本部消防長に依頼するとともに、全国の消防防災航空隊長に情報の提供を行った。

以上が航空事故調査報告書の概要でございます。

3の県における対応であります。県では(1)に記載のとおり、事故発生後、運輸安全委員会の調査と並行して、県としての原因究明と再発防止策を検討したところであり、当面の対応として、航空事故調査報告書にも記載がございますが、消火活動マニュアル等に基づく安全対策の再確認及び再徹底と、空中消火活動開始時には防災ヘリコプターの散水場所及び開始時間、地上消防隊の活動場所等の活動状況、その他消火活動上必要な事項を確実に調整・情報共有した後に、空中消火を開始することとし、県内消防本部消防長に文書で通知したところであります。

また、今般の航空事故調査報告書では、適切な飛行速度の選定として、極端な低速飛行を行う場合は、消火位置を十分に把握した後に散水することが必要であることが示達されておりますので、これを受け、極端な低速飛行が必要となる場合は、地上消防隊と緊密に情報交換を行い、地上消防隊の消火位置を十分把握した後に散水することを徹底することとします。

以上の改善点について、(3)に記載のとおり、消火活動マニュアルを本年度内に改正し、改めて県内消防本部、市町村と消火活動マニュアルを共有して、安全対策を徹底することとしております。

航空事故調査報告書の概要と今後の対応について、説明は以上でございます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○城内よしひこ委員 地上消防隊と緊密に情報交換を行うということについて、今回は行

われなかったということなのか、確認したいと思います。

○**田端消防安全課総括課長** 今回も消火活動開始の前にはやっております。その後、一旦中断して、中断後の消火において事案が発生しております。その際の対応について、散水開始についての連絡は上空のほうから地上のほうに行っておりますけれども、地上消防隊からそれを確認したという連絡を受領しない状態で散水したということで、県としてもその後の地上消防隊の活動状況が把握できていなかったことが反省点だと思っております。

○**城内よしひこ委員** 山の消火は私も経験があるのですが、いろいろなところに行くわけです。そうすると、自分がどの位置にいるか、どうやって来るかがわからない。当時はトランシーバーもなかったのですが、これからはそういうことを防止するために、例えば現場の方々にトランシーバー等連絡が取れる手段を対策として取っていくということでしょうか。

○**田端消防安全課総括課長** 城内よしひこ委員御指摘のとおりでございます。市町村によって消防団員がどのような通信手段を持つかというのはそれぞれ違いまして、今回は全員がトランシーバーを持っていなかった状況でございまして、一方で全員に持たせている消防団もあると聞いております。やはり地上の中での連絡方法は、それぞれの消防団と異なりますか、市町村によって異なってくるだろうと思っております。

したがいまして、県としましては、少なくとも地上の指揮本部と当該ヘリコプターの間では、お互いに情報を共有して、ヘリコプターはこれからここに散水します、地上消防隊の活動状況はどうなっていますか、大丈夫ですねということを確認した上で行うことにしようと考えております。

○**城内よしひこ委員** 消防団の活動については、こういう山火事だけではなく、豪雨災害等もあるわけでありまして、そういった際に消防団の方々の命を守るためにも、情報が共有できるような仕組みづくり、一人一台トランシーバーを持って活動ができるような体制というのも今後考えていかなければならないと思うのですが、そういったことを県としてどのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

○**田端消防安全課総括課長** 城内よしひこ委員御指摘のとおりでございまして、消防団は山火事、その他災害時の出動は、重要な役割であると認識しております。そのような中で安全確保の取り組みはしっかりとやっていかなければならないと思っております。装備品につきましては、国の補助金等々も充実しておりますので、それらの情報を市町村に提供するとともに、しっかりと活用しながらそのような装備品の充実に取り組んでもらえるよう支援してまいりたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** 地域の消防団も減ってきています。年を取っている方も一生懸命頑張っており、今後、そのような方々が地域で活動できるような支援体制について、各市町村と十二分に連携を取りながら、持っている情報があるならどんどん出して、積極的に取り込んでいただけるようお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの普及状況についてお伺いします。

○大森市町村課総括課長 マイナンバーカードの普及事業について、申請、交付状況を説明させていただきます。

まず、令和5年1月末現在の交付率でございますが、県全体で56.1%となっております。全国平均60.1%でございますが、その差が4.0%となっております。直近の令和5年2月19日の時点ではさらに伸びておりまして、県全体で59.3%、全国平均62.3%でございますが、その差が3.0%ということで、徐々に平均との差も縮まってきているところでございます。これはマイナポイント第2弾の効果や、国が10月に保険証との一体化の方針を決定し公表したことにより、特に10月、11月以降申請が増加しておりまして、交付率が伸びたと認識しております。

○城内よしひこ委員 各市町村でも頑張っているようでありますけれども、なかなか全国平均に届いていないということがあります。広い県土で手続きできる場所まで行くことが大変なお年寄りの方々もいらっしゃるようでありますけれども、ぜひ周知徹底していただきたい。マイナンバーカードを持っている方が免許証を持っている方を上回ったということですので、今後は窓口等でもマイナンバーカードをお持ちですかと先に確認するぐらいの手続き等をしていただくと、まさにそこに近づいていくのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。

○大森市町村課総括課長 今、城内よしひこ委員からお話がありましたとおり、直近で申請状況が9,000万件を超え、運転免許証の取得者を超えたという報道がございます。以前の常任委員会でも城内よしひこ委員から、窓口と連携し、マイナンバーカードをと声かけをしたらいいのではないかとという話もありましたので、改めて市町村に確認したところ、マイナンバーカードでなければだめだということにはならないと思いますが、ぜひマイナンバーカードを御持参くださいと声かけしていると聞いております。また、盛岡市や宮古市を初め県内16市町村、約半分で住民票などのコンビニ交付などが行えるようになってきておりますし、コンビニがなかなかない市町村については、国のほうで郵便局に証明書の交付サービス機を置くことについて財政的な支援を行うというような方針も示されていますので、今後、マイナンバーカードの活用の幅が進んでいくのではないかと思います。

○城内よしひこ委員 ぜひお願いします。

次に、議会棟のLED化についてと県庁内の省エネ化はどのようになっているのか。まず最初に、議会棟のLED化についてお伺いしたいと思います。

○和田管財課総括課長 議会棟、県庁舎の省エネ化でございますけれども、県庁舎と議会棟のLED化も含めた施設の設備改修については、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画をつくっておりまして、それぞれの施設の現状を把握しながら計画的な維持管理、長寿命化、修繕、更新等にかかる中長期的なコスト削減、財政負担の平準化などを図りながら実施しているところでございます。

議会棟のLED化についてでございますけれども、設備の更新周期は、一般的に大体20年から40年とされておりまして、電灯設備については個別施設計画では40年という規定

になっております。電灯設備の前の改修は、県庁舎は15年前の2008年に行っておりまして、議会棟については17年前の2006年にそれぞれ行っております。現在の電灯設備は、更新時期に到来していないということもございますし、日常点検においても設備に大きな支障がないということで、LED化について具体的な検討には至っておりませんが、いずれにしても省エネルギー対策を図る観点からは、電灯設備のLED化ということも検討していかなければならないと認識しております。

○城内よしひこ委員 なかなかびっくりするような答弁だったのですけれども、議場は水銀灯らしいですね。水銀灯はもう製造していないということです。全部がついているわけではない、間引いてぼつぼつとついている。ぜひLED化するべきではないかと思えます。宮古市の体育館でもLED化しました。そうしたら、電力消費量が半分になったという話であります。県外視察をする際に各県庁に寄るのですが、そういうのは結構進んでいます。岩手県庁はレトロでいいのですけれども、省エネ化という点ではまずいのではないかと思うのです。結構ばかにならないような電気代を払っていると思うのですが、そういうことを一気に進めることによって、隗より始めよですよね。省エネ、省エネと言いながらも、県庁だけはまだ旧態依然とした、計画がないからという話ではいけないのではないかと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○和田管財課総括課長 LED化でございますけれども、以前、劣化度調査の中で、LED化した場合、どの程度費用がかかるのかということ調査したことがありまして、明るく光っている部分だけを交換するのに県庁舎で1億1,000万円程度、議会棟で9,000万円程度の費用がかかり、配線など配電盤も含めると、さらにそれ以上かかる状況でございます。

一方、地区合同庁舎の例で申し上げますと、唯一、遠野合同庁舎が寿命の時期になり、灯具だけを改良するLED化の工事をしたのですけれども、電気使用料が約10%削減したということもあります。県全体としては、今般、本委員会にもお諮りしましたとおり、公共施設等総合管理計画を改定しまして、中長期的なコスト削減や財政負担の平準化なども踏まえながら、LED化、省エネルギー化にも取り組んでいきたいという推進方針を掲げたところでございますので、今後その趣旨に沿って脱炭素化などに取り組んでいきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 このようなことは、前倒ししてやるべきものであると思うのです。計画どおりというのはいかがなものかと思うのですが、そもそも水銀灯はもうつくっていないということです。在庫がないわけで、ではどうするかといたら、やはり一気にかえるぐらいのことをやっていかないといけないし、県庁内もお昼になるとみんな電気を消して暗くなってしまふ。お昼に用事があって来る人たちは、「えっ」と思うのです。県庁には出先機関等を含めてそういうウエルカムな状況がないのではないかと思うのです。そういうことも含めて、ぜひ前向きに検討してほしいのですが、総務部長、どうですか。

○千葉総務部長 公共施設の脱炭素化やZEB化などについて、環境生活部において推

進んでいる中で、県の施設が進んでいないというのは、城内よしひこ委員御指摘のとおりであります。方向性としてLED化ということはもちろん推進していかねばなりません。一方、今県庁の耐震化などをやっておりますので、一体的に考えさせていただきたいと思っております。耐震診断の結果がこの夏に出るということでもありますので、その結果とともに、県庁、議会棟のあり方を総合的に考えさせていただきたいと思っておりますので、お時間を頂戴したいと思っております。

○城内よしひこ委員 耐震化と省エネはまた少し別次元だと思うのです。絡めてやりたいという気持ちはわからないではないのですが、ぜひ早めをお願いしたいと思っております。

○工藤大輔委員 第2期アクションプランの関係でお伺いしたいと思っております。

第1期アクションプランと第2期アクションプランを比較しながら、第1期アクションプランの目標数値がどうで、現状どうなったか、そしてそれを踏まえた第2期アクションプランはどのような推進方策か、方向性をチェックしながら、新しい計画をどのように行っていくのかということについて比較等もしてみました。その中で感じたことが、県が取り組む具体的な推進方策について、第1期アクションプランと比較し、判断する指標がかなり減ったと感じております。それを整理をされたのだと思っておりますが、どのような理由で減らしたのかをまずお伺いしたいと思っております。

○本多特命参事兼政策課長 工藤大輔委員からお尋ねのありました具体的な推進方策の指標につきましては、委員御承知のとおり県の取り組みや成果を客観的に把握するためのものございまして、第1期アクションプランの取り組みの成果や、また、今回施策のステージが第1期から第2期に移行することなども踏まえて、新しい指標の設定や変更、もしくは削減を行ったところでございます。

具体的な事例で申し上げますと、第1期からさらに施策を推進するため、障がい者サービスにかかる相談支援専門員などについては、第1期では初任者研修の修了者としていたものを第2期ではより高みを目指して専門員研修修了者に変更しております。また、コミュニティ・スクールについて、第1期では設置の市町村としていたものを第2期では導入している学校の割合に変更したところでございます。さらに、新たな行政課題に対応するため、認知症サポーターが活動する場を有する市町村やワクチン接種従事者等の育成研修受講者などについても新たな指標として設置したところでございます。

工藤大輔委員からお尋ねのありました減らした理由については、具体的な推進方策の実現に向けて、よりの確な指標を設定するために、第1期アクションプランのロジックモデルとともに精査した結果、その数が減ったものでございます。

○工藤大輔委員 産業面でも絞ったという感じがしており、もう少し細かく、第2期アクションプランでも必要なもので残してもいい分野があったという感じを持ちました。

第1期アクションプランでは、かなり攻めた目標値を掲げたという説明もありました。例えば全国と比較して、少なくとも中盤以上を目指すなど、東北地方でも一、二番を目指すということで目標設定を掲げながら取り組んだわけですが、第2期アクションプ

ランでの目標設定のあり方がどうだったのか。また、今後の新型コロナウイルス感染症の影響について、どのような方向を想定して数値目標を掲げたのか示してください。

○**本多特命参事兼政策課長** 第2期アクションプランの具体的な推進方策にかかる指標の目標値の設定についてでございますけれども、目標値の設定に当たり、基本的な考え方といたしまして、プランに掲げております50の政策項目の基本的な方向の推進に向けまして、それぞれの具体的な推進方策や目指す水準を、工藤大輔委員御指摘のとおり全国平均値や、順位、将来推計等を勘案して設定しているところでございます。その設定に当たりましては、単なる現状のトレンドをなぞるのではなく、それぞれの具体的な推進方策が目指す4年後の達成したい姿から、バックキャストिंगの考え方により目標値の設定に努めたところでございます。特に工藤大輔委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、第1期より実績が低下、あるいは停滞しているような指標につきましては、早期の回復とさらなる上昇目指して設定しているところでございまして、例えば観光消費額やグリーン・ツーリズム交流人口などにつきましては、令和6年度までにコロナ禍前の水準に回復して、さらに上昇を目指すものでございます。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中でも回復に一定の期間を要すると見込まれるようなもの、例えば地域的な活動への参加者数のようなものにつきましては、令和8年度までに過去最高値を上回る目標を設定して、取り組みを進めることにしているものでございます。

○**工藤大輔委員** 観光の一部でも見られるのですけれども、目標年度と同じ数字が令和5年度から続いて、目標年度まで同じ数字というのものもあるわけです。累計で載っていて、加算されてプラスになっているようなところも見受けられますが、例えば外国人インバウンドは状況が整ってくると上っていくわけですが、そのような分野についても毎年一緒ということで伸びを感じないのです。そういった目標設定の仕方はどうなのかと思えます。また、指摘なのですが、国際交流センターの来館者はふえると見ているわけですが、国際交流協会のホームページのアクセス数はかなり下がるような数値が載っていたり、この辺の整合性もどうなのかというようなものも感じました。

また、人口減少が最優先課題と捉え、これから進んでいく中で、合計特殊出生率について、全体では示されているのですけれども、本来は、各広域振興圏においてしっかり落とし込んで、市町村と一緒にこの数値を上げていこう、生まれる子供をふやしていこうという方向で進んでいかなければならないと思うのです。これは幸福関連指標でも重要な指標だと私は思うのですけれども、4広域振興局圏では、それらについて一切記述がない、目標にもされていないのですが、今後県が最優先で取り組んでいくことが広域振興局と共有されていないことについてはどのように感じますか。

○**竹澤参事兼政策企画課総括課長** 合計特殊出生率の考え方でございますけれども、県の目標値につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で低下した合計特殊出生率をコロナ禍前の水準まで戻して、さらに2040年の2.07という人口試算指数を目指して伸ばしていくという考え方で設定させていただいているところでございます。県全体の目標値に

つきましては、県全体で共有しながら取り組みを進めていかなければならないということは、工藤大輔委員御指摘のとおりだと考えております。

ただ、これを4広域振興圏ごとに目標値を設定するとなりました場合に、圏域ごとの合計特殊出生率が出しにくい、また、出すに当たっても非常にタイムラグが発生してしまうということでございますので、その辺は期日的な課題もありますけれども、一方で市町村ごとにまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策を進めていくことになっておりますので、市町村との連携を強化しながら、人口減少対策を進めていきたいと考えております。出生率を向上しなければならないことは、当然4広域振興圏の中でも共有しながら進めていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 私が心配しているのは、県全体の計画になってしまうと、各圏域でぼやけてしまわないかということです。また、圏域で一体となって人口減少対策に取り組むという姿勢で取り組んだほうが効果が出ると思いますし、付随する関連事業でも、やはりこういうのも必要だと、単独市町村だけでは無理なので広域で取り組むべき案件だということで、相乗効果も出てくるのではないかと思います。人口減少対策は最優先ということですから、広域振興局でももう少し位置づけを高めてもらって、自殺者数などは載っているわけですが、生まれるほうの分野は人数でカウントしてもいいでしょうし、意識を高めていただきたいと感じているところであります。

そのような中で県北地域の状況を見てみると、晩婚化、未婚化が大きな要因であることが本会議等でも述べられていました。i-サポの登録数を見ても、県北地域の場合は5人ずつしか登録者がふえていかない計画なわけです。これでいいのかなど。例えば沿岸地域で見れば1桁違うわけです。560人など六百何十人、累計で言っていますから、合わせれば50人、60人、何十人違うことになっています。県北地域の場合、毎年5人しかふえないような計画をここで組むことが目標値として果たして適切なのかと思うのですが、それについてはどうですか。

○高井地域企画監 第2期地域振興プランにおけるi-サポの指標でございますけれども、第1期地域振興プランの目標の達成状況や今後の取り組み内容、また、政策推進プランと復興推進の指標などを踏まえて設定したところでございますが、i-サポの登録者数については、これまで指標になかったのですけれども、これを新たに県北地域における人口減少対策の取り組みの一つとして、指標として設定したというところでございます。

この考え方でございますけれども、新規に入る方、退会する方を除いて、その年度末時点の登録者数を捉えて設定しております。県北広域振興圏の場合、平成29年度をピークに令和2年度まで減少傾向が続いておりましたが、令和3年度はようやく前年度から5人増加しましたので、県北地域ではこの傾向を拡大していこうということで、5人増の指標を設定したところでございます。

○工藤大輔委員 目標としては少し低いと思います。その低い原因は何なのか。取り組むべきサポート体制やi-サポの設置状況などをもう少し拡充し、目標も高くするというの

が本来の姿ではないのかと思います。

また、高校生の管内の就職率を見ても、県北地域だけ唯一同じ51%ぐらいですか。ほかの圏域では、高校生の就職率を高めていくということになっているわけですが、県北地域だけは同じ。高校生が減っていく中で率は一緒ということは、実際にはもうどんどん縮小を認めているような計画なわけです。ここはやはり踏ん張って、もう少しプラスへいくのだ、伸ばしていくのだという気持ちを計画の中でも見せてもらわないと、それに反映する取り組みしかやらないということにつながるのではないかと懸念するところであります。

また、もう一つ、ゾーンプロジェクトの関係で言います。この間、北いわて産業・社会革新推進コンソーシアムの取り組みもスタートしました。これはゾーンプロジェクトとしてやっていくと第1期アクションプランから掲げているものなのですが、これに連動するような重点指標が全くないのです。県北地域の社会を革新的に変えるための県の施策だと言いながら、指標には載っていないのです。具体性もないし、指標にもないし、連動性が全くない。このようなことで、市町村と一体となって進められるのかどうかということに危惧するわけですが、それについてはいかがですか。

○竹花県北振興課長 北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトは、県北地域を中心とするエリアにおいて、長期的な視点に立って地域の特性を踏まえながら新たな価値創造を目指し、地域が一体となって取り組むものです。このプロジェクトには、関係部局の施策とあわせ、地域振興プランの各分野を推進するための広域振興局が戦略的に展開するための広域振興事業なども構成事業としており、本庁事業、広域振興事業の両輪でプロジェクトを推進していく、また計画につきましてもそのようなことに反映していくという考えで進めています。

また、新たに設置したコンソーシアムでは、広域振興局や市町村、団体と連携し、地域課題の解決に向けた取り組みも開始しており、今後コンソーシアムの取り組みを含めて、両輪で県北振興を図っていこうと考えています。

○工藤大輔委員 目玉事業としてやろうとしていて、もう4年終わって次の4年に入るわけですが、その中にもしっかりと盛り込まれないということは、私はどうなのかと思うのです。果たしてこれからの4年間で進むのかということですね。今進んでいる事業もありますから、必要な分をしっかりと載せていくということが大事だと思いますし、これはぜひそのような方向で今後も進めていただきたいと思います。

また、i-サポの沿岸地域と県北地域の表記について、同じi-サポの登録者数のはずなのに載せ方が違うので、私は見ればわかりますけれども、恐らく県民の方々が見て比較したときに、全く違う事業があると勘違いすることもあります。表記の統一性も必要だと思いますし、いろいろチェックして最終案を確定していただきたいと思います。

いずれ産業振興は非常に大事で、人口減少はさまざまなかかわる事業です。第1期アクションプランであった企業誘致に向けた今後の件数について、第2期アクションプランの県北地域には載っていません。本来であれば、誘致件数何件、それに伴う雇用人

数何人という形で掲げながら取り組むことを県北地域の首長方も望んでいるのですけれども、そのようなものも外れてしまっています。産業面において、そのような点でももう少し積極的に攻めてほしかったと思っておりますが、このことについて、お願いします。

○熊谷ふるさと振興部長 地域振興プランにつきましては、各圏域の地域経営を担う広域振興局が目指す姿の実現に向けて、地域の置かれる現状や課題、地域資源の特性等を踏まえた施策を体系的に整備しているところでございます。圏域の強みを伸ばし、弱みを克服するための施策を講じていこうとするものでございます。その策定に当たりましては、管内の市町村や地域を構成する方々から圏域懇談会等で意見等をいただきながら、また本庁各部局とも調整しながら策定してきたところでございます。

ただいま工藤大輔委員から御指摘がありました部分も含めまして、当部としても広域振興局の自立性、独自性にも配慮しながら、プランの成案に向けてよりよいものになるよう努めてまいりたいと考えております。

○小野政策企画部長 ただいま工藤大輔委員からお話がありました 11 のプロジェクトでございますけれども、先ほど答弁がございましたように、長期ビジョンの中に掲げまして、4年ごとのアクションプランと、このサイクルとは別に、もう少し長い、中長期的な取り組みとして、県やさまざまな団体、大学、地元の企業なども一緒に連携しながら進めていこうというものでございまして、いわゆる 10 の政策分野の P D C A サイクルとは異なる取り組みをしております。そういうこともございまして、このプロジェクトはどうなっているのかがなかなか見えないのではないかという御批判をいただきました。令和 5 年度の当初予算のポイントはさきにお示ししておりますけれども、この中でも新しい時代を切り拓くプロジェクトという形で 11 のプロジェクトごとに現状と課題、そして今後の展開と、その中で令和 5 年度はどのような取り組みを進めていくのか、具体的な取り組みについて、それぞれのプロジェクトを取りまとめたものではございますけれども、工藤大輔委員からお話がありましたような課題を含めて、今、そしてこれからどうするのか、地域の皆様にもより明らかになることを強く意識しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

○工藤大輔委員 最後にしたいと思いますが、ゾーンプロジェクトは、各圏域がこの 10 年をかけて取り組む重点項目です。ですから、それらを圏域としっかり重点目標に掲げて、着実に歩んでいくことが大事だと思うのです。そのような点を重要視してもらいながら、第 2 期アクションプランの中において力強く進めていただきますよう要望したいと思います。

○高橋こうすけ委員 私は、航空事故の調査報告書について質問させていただきます。

先ほど城内よしひこ委員からも質問がありましたけれども、今回消防団員の方が負傷されたということで、資料によりますと、今後消防本部と連携を取って、事前に情報共有するということなのですが、消防団はすぐに各現場に駆けつけられるよう各地域にあるものであって、事案によっては消防団の方々が先に到着して活動されている場合もあると思うのです。林野火災でしたら山の中なので、携帯も使えないような場所で通信手段が一切な

くなり、また同じような事故が起りかねないことになってしまいます。消防本部との連携ももちろん大事なことはあると思うのですが、消防団との連携のあり方として、通信整備などについて前向きに検討し、県でもしっかり後押ししていただきたいと思うのですが、所感をお伺いいたします。

○**田端消防安全課総括課長** 高橋こうすけ委員の御指摘のとおりでございます。初期の段階では、消防団のほうが早く到着して活動を開始するパターンがございます。一方で、防災ヘリコプターの出動には一定の時間がかかり、消防署の常備消防が到着するより若干おくれる傾向がございますので、その場合は、地上消防隊は常備消防の組織と一緒に消防団の活動を行うこととなります。防災ヘリコプターと地上消防隊の間は消防本部の現地指揮隊とやる流れとなり、消防団と常備消防等の連絡手段など情報共有のあり方については、それぞれの組織によってやり方が異なると思うのですが、しっかりとやっていただきたいと思っております。

また、先ほどの城内よしひこ委員の御質問にもございましたけれども、県としても市町村が行う装備品の充実について、国の支援にかかる情報を共有するなど支援してまいりたいと考えております。

○**高橋こうすけ委員** 県から支援することはなかなか難しいところもあるかと思うのですが、国も示達書を出していますし、市町村単位でやるとやはり限界があると思うので、県もしっかり後押しいただきますようお願いしたいと思っております。

○**飯澤匡委員** 航空事故調査報告書について、全部見ましたが、これは目視不足です。3次元で行うことは、地上での事故と違って、立体感の中でやっていかなければならないので、とても注意を必要とするわけです。例えば悪いですが、同じ目的を持つ部隊で味方に玉をぶつけたようなものです。林野火災などの場合でも地上部隊と空中部隊でおのおの部隊が違うわけで、連携は確かに大事だけれども、今回の場合はいきなり低空で現れ、なおかつ速度も遅かったために認知が不足し避けようがなかったと、これに尽きると思います。したがって、ヘリコプターとの連携だけではなく、そういう想定をした訓練など、基本的な動作をしっかりやらなければだめだと思っております。事故というのは原因があって、今回は二重、三重にも重なったので、恐らく起こったのだらうと思っております。

では、まず最初に、ILCの実現について、2月9日にILC実現建設地域期成同盟会が設立されました。設立総会は、一関市長と宮城県建設業協会会長が非常に努力されて、地元の意気をアピールし、何とかリニアコライダー国際研究所建設推進議員連盟の塩谷立会長を呼び、おとしの12月から1年以上かけて実現したわけです。関係者からは、非常に今後のはずみになったという評価がある一方、私は県の取り組み方として、その情熱といますか、そのありようについてかなり苦言を呈したいと思っております。

塩谷立会長が来るということは、アピールするには大変いい機会だったわけですが、当日の知事の行動についてどのように設定したかお聞きします。

○**箱石ILC推進局長** ILC実現建設地域期成同盟会の設立総会当日の知事の出席に

ついてでございますけれども、やはり塩谷立会長が来るということは非常に大きな出来事でございますので、知事の出席について庁内で調整をいたしました。最初の段階では、別の案件があったわけですが、知事に上げたところ、最優先で行くとのことで日程を確保していただきました。当日の知事の動きでございますけれども、ニューヨーク・タイムズのクレイグ・モドさんの知事表敬、懇談がございまして、その後12時少し前まで県政懇談会がございました。終わってすぐ車で移動していただき、昼食は車の中で取っていただいたかと思うのですけれども、午後1時20分過ぎに会場に来ていただいたという動きとなっております。

○**飯澤匡委員** 設立総会が終わってから、第1回目の要望活動があったわけですが、知事は出席しましたか。

○**箱石 I L C 推進局長** 設立総会が終わった後、一関文化センターの3階に会場を移動し、懇談という形で出席者は、塩谷立会長、知事、岩手県 I L C 推進協議会の谷村邦久会長と、I L C 実現建設地域期成同盟会の共同代表に就任された一関市長、奥州市長、気仙沼市長、一関市長は記者対応で10分から15分程度おくれて入室しましたが、知事もその場に出席しております。

○**飯澤匡委員** 当日私も出席しましたが、まず来賓の祝辞を塩谷立会長が、その後宮城県選出の小野寺五典議員が行いました。問題意識も大変しっかりしていて、これからどうしたいか、どうしなければならないというお話が私も心に残りました。その後、3番目に出てきたのが本県知事で、本県の意気込みを語るかと思ったら、胸元からペーパーを出してやるわけです。そのような場で岩手県の意気込みを語るには絶好の機会だと思うのに、まるで事務方の対応のようなお話で、私は、とてもがっかりしました。

また、終わった後、懇談会に出席し、予定もタイトだったと言うけれども、私は一関市長とともに控室に招かれて、知事が来るまでいろいろお話をする機会がありましたが、知事がなかなか来ないのです。塩谷立会長とも5分、10分でも構わないから岩手県がどうしたいかぐらい時間を確保したらどうですか。今議会で随分一生懸命やりますと言っているけれども、実際言っていることとやっていることが伴っていないと思います。私が9月定例会でお聞きしたのと全く逆のことを言っているのですが、このような行動を見るとにわかには信じ難いのです。あなた方を責めても仕方がないですが、いずれそういう印象を持ちました。

宮城県の議員も来ているので、そのような場の設定については、本当に考えてほしいと思います。これは、知事と直接やらなければだめだと思うし、I L C 推進局の方々はいろいろと下準備するのも大変だったでしょう。高エネルギー加速器研究機構の山内正則機構長は来るし、I L C ジャパンの浅井祥仁代表もみずから出て話をしたいと。これはもう大変な状況で、事務方の作業は大変だったと思うのですが、あの場で岩手県知事が何をしゃべるかということは、大変重要な場面だったと思うので、私は残念だったと言わざるを得ません。

次に、岩手県立大学理事長の業務についてお伺いします。県から兼職の立場で県立大学に派遣されており、小野政策企画部長が以前その職にあったわけですが、どのような職務内容なのか。見方によっては、理事長のお世話役のような印象があるのですが、違っていたら完全に払拭してください。

○小野政策企画部長 私は令和2年度、3年度の2年間、学術担当の理事として、滝沢市の県立大学に駐在しておりました。その際の業務について、先ほど話題になりましたけれども、北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクトの関係で、平成31年4月11日、県と県立大学が連携協定、教育協定を結びまして、これに基づき前年度から理事心得が駐在しておりまして、私の代に理事となりました。

その具体化として、県からさまざまな委託業務や研究等をお願いしていたのですけれども、県と県立大学の連携をより強めていこうと、さまざまな役割を持っておりました。協定に基づき鈴木学長も出席する定例会議なども行われておりまして、非常に重要な場がございますので、私もそのたびに出席し、北いわてはどうなっているか、これからどうやっていくのか、ステージに応じた取り組みなどについても、さまざまな意見交換をしたところでございます。

これに付随し、一般社団法人プラチナ構想ネットワークは小宮山宏会長が会長を務められておりますけれども、北いわての関係事業は一般社団法人プラチナ構想ネットワークで展開していただいておりますので、県としてもその取り組みについてしっかり把握しながら連携を行っておりました。

もう一点、県が協力している事業でございますけれども、県立大学、京都大学、日立製作所が共同研究という形で、AIを活用した政策立案等に関する研究プロジェクトをスタートいたしました。県といたしますと、さまざまなデータなども含めて、プロジェクトの推進に協力する立場にありましたので、新型コロナウイルス感染症の関係で残念ながらほぼリモートだったのでございますけれども、毎週のように京都大学の広井先生にも御参加いただきながら打合せを行ったところでございます。

また、いわて高等教育地域連携プラットフォーム立ち上げに当たる時期でございましたので、大学間の調整を図る業務を行っておりました。

○飯澤匡委員 小野政策企画部長が一生懸命やったのはよくわかりました。先般9月定例会決算特別委員会の総括質疑で、県立大学理事長の給料について実態を明らかにしたところ、彼の職について投書がありまして、いまだに県の人事案件にもいろいろなサジェスション以上のことをやっているのではないかと、県も付度して、人事案件を漏らしながら御意見をいただいている状況にあるのではないかと心配するお便りがございました。裏を取ることは大変難しい問題ですが、このようなことが横行しているということになってしまえば、地方公務員法にも違反しますし、総務部としてそのような実態があるのか。あると言ったら大変なことになってしまうので、恐らくないということなのですが、今回の一般質問でも給与等について県民から非常に疑念を持たれていることは間違いない事実で、それ

に尾ひれのついたいろいろな臆測や、また、県庁からたくさん県立大学へ訪問している実態もあるそうですので、外部からさまざまな遠隔操作をしているのではないかという疑念を持たれても仕方がない部分もあるのではないかと思います。ですから、人事の指示系統の中にまだそのような系統が生きているということは信じ難いけれども、そのようなことがあったら大変なことです。その点について、聞くのは最初で最後だから、千葉総務部長、しっかり答えてください。

○**千葉総務部長** 総務部は、行政運営上、人事、財政という経営資源の調整、配分に関する権限を有しておりますので、日ごろから緊張感を持って公正中立な業務遂行を行っております。県の職員人事は、組織として行っているものでありまして、特定の個人や団体等から影響を受けるということは全く考えられません。御指摘のような事実はございませんが、人事は非常に機微な個人情報扱う業務でもありますので、今後ともより一層真摯に職務に精励してまいりたいと考えております。

○**飯澤匡委員** わかりました。非常に丁寧な答弁だったと評価します。

また、今回も白澤勉議員が指摘したように、理事長は自分から行くのに給料を上げておけみたいな状況は、大変許し難いと思っています。そのようなことがいろいろなところに波及していることを私は大変懸念しており、今後またそのような話が来るかと思えますけれども、これからは一切聞きません。しっかりやってください。

○**菅野ひろのり委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**菅野ひろのり委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。